

令和4年度 第2回米子市情報公開・個人情報保護審査会議事録

1 日 時 令和4年12月9日（金）午後2時30分から午後4時まで

2 場 所 米子市役所旧庁舎3階 605会議室

3 出席者

(1) 審査会委員

神坂安喜代委員、佐藤匡委員、鈴谷崇委員、名島ゆかり委員

(2) 米子市

【事務局】松本総務管財課課長

横木総務管財課情報公開担当課長補佐

渡部係長

上原主任

恩田主任（調査課）

中川主任（調査課）

瀬尻議会事務局事務局長補佐（議会事務局）

4 議事

○（事務局）ただいまから、令和4年度第2回米子市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。本日、進行役を努めさせていただきます総務管財課横木です。どうぞよろしくお願いいたします。では最初に事務局を代表いたしまして、総務管財課長松本がご挨拶いたします。

○（事務局）総務管財課松本でございます。本日はお忙しいところありがとうございます。本日の審査会でございますけれども、レジュメの方にご案内させていただいてますとおり米子市個人情報保護条例等の関係でございます。以前9月にですね、この案件について、ご審議いただいたところでございまして、それ以降パブリックコメントを行いまして整理した関係のものを今回ご審議いただくこととなります。併せまして、米子市議会にかかります個人情報の条例もご審議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○（事務局）本日の会議についてでございますが、米子市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第3項によりまして、審査会は、委員の皆様の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないとなっております。本日は4名の委員さんのご出席ということですので、過半数を上回っておりますので、会が成立していることをご報告させていただきます。また、本日の審査会は、前回同様、普段の審査会とは異なりまして非公開

情報を含みません。したがって、公開の審査会とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ご異議がないようですので、公開の審査会とさせていただきます。なお、事前に定員5名にて傍聴者の希望を行いましたけども、希望はございませんでした。それでは、前回と同じとなりますが議事に入ります前に、当審査会の議事録の作成についてご説明させていただきたいと思います。当審査会ではICレコーダー等により会議を録音し、後日事務局で逐語形式の議事録を作成し、決裁を経ることにより正式な議事録とさせていただきます。議事録を作成した場合、後日行われる会議の場で委員の皆様を確認していただいたりするのが通例と存じますが、当審査会では従来、審議の結果は答申に反映され公表されること、また、1回の会議の会議録が数十ページにわたるため、後日の会議で確認していただくにもお時間がかかります。肝心の諮問案件に係る審議時間が少なくなることから、事務局決裁で処理するように致しております。なお、ICレコーダー等の録音記録は、議事録作成後に消去しております。

委員の皆様方から異議がなければ、引き続きこのような方法で議事録を作成させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。ご異議がないようですので、議事録作成につきましては、従来と同様に処理させていただきたいと思います。それでは、ここから議事に入りますので、佐藤会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○（佐藤会長）皆さん、こんにちは。まさに膝を突き合わせてみたいな感じの会場ですけども、次第に従ってですね、議事の方を進行させていただきたいと思います。本日の議事は1件です。個人情報保護制度に関する意見具申、個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う米子市個人情報保護条例等の改正について、主管課が総務管財課ということで、では前回ですね、9月に実施した第1回に審査会に引き続いてのということでパブリックコメント等も話があると思いますが、事務局の方で説明の方をお願いします。

○（事務局）それではすみません、着座にて説明させていただきます。本会議の事前に資料の方は各委員さんの方に配布させていただいております。改めまして、今日、机上の方に紙ベースで改めてお配りしておりますので、ご確認お願いいたします。まず、米子市個人情報保護に関する法律施行条例（案）についてでございますが、前回説明させていただいた考え方の概要に基づきまして、条例を作成し、パブリックコメントを行いました。パブリックコメントにつきましては、10月26日から11月24日までの30日間行いまして、結果3件のご意見を頂戴しております。概要といたしましては、公務員の氏名の開示に関するもの、それから罰則に関するもの、それから職員に対するもの、その3件でございます。こちらの方のパブリックコメントに対する回答につきましては1枚、「米子市個人情報の保護に関する法律施行条例」（素案）に対する意見募集の結果についてというところで、質問の内容とご意見と市の考え方を示させていただいております。前後いたしました、今回の条例案につきましては、主に法律の方で条例に定めなければならない事項といたしまして、第5条開示請求に関する手数料、そちらの方これは現行条例の手数料と同じ取扱いをすべきということで、金額等につきまし

ては同じ額とさせていただいています。それから第3条になりますが、個人情報取扱事務の届出というところと、それから第6条米子市情報公開・個人情報保護審査会への諮問、それから第7条施行状況の公表、これにつきましては、現行条例の方にも記載がございますが、新しい条例にも任意で記載することができますのでこちらの方も載せさせていただきます。後は、本文は主なところはそうなんですけれども、附則ですね、施行日あるいは現行条例から新しい条例への移行に伴いまして経過措置の方も併せて定めさせていただきます。それから、この条例案を作成するに当たりましてはパブリックコメントと時期的にも重なるところがございますけれども検察庁との協議もございまして一応の了承を得たところでございます。続きまして米子市情報公開・個人情報保護審査会条例、こちらの方の説明を簡単にさせていただきたいと思います。新旧対照表がございますけれども、A4の横長、のものになります。主な改正点といたしましては、第2条所掌事務これが大きな改正になります。内容といたしましては、根拠条文が国が定める法律それから新しくこの度制定しようとしている米子市個人情報の保護に関する法律施行条例、これが根拠条文となりますので、こちらの方を審査会条例の方へ改めて改正を行うものになっております。その他、ちょっと細かいところも改正はする予定ではございますが、大きなところとしましては第2条のところになっております。それから、次の資料ですけれども、すみません、それから今の米子市の情報公開・個人情報保護審査会条例、これにつきましては新旧対照表と併せまして原文のものも付けさせていただきますのでご確認お願いします。それからもう一点、米子市死者に関する情報の取扱いに関する要領ということで、現行の条例においても個人情報の開示請求は自己に係る個人以外はできないこととなっております。ただ現行条例の第11条の逐条解説におきまして、死者の保有個人情報については、当該死者の保有個人情報を自己に係る保有個人情報とみなして、開示請求をすることができるとしておりまして、例外的に死者の相続人等が被相続人である死者の保有個人情報を自己の保有個人情報とみなして開示請求することを認めているケースがあります。改正個人情報保護法では、死者の情報は個人情報から除外されているため、死者情報を遺族が開示できません。そのため要領を設置いたしまして、死者の情報の開示請求に関する取扱いを定めようとするものでございます。開示請求者の区分ですとか、開示請求をすることができる条項などにつきましては、要領案の別紙1、後ろの方に付けておりますけれども、こちらの方をご覧ください。また、本日ちょっと資料としてご用意はしておりませんが、この要領において開示を実施する場合には、個人情報保護法施行条例案の手数料と同じような手数料の額等を規定するために、米子市の手数料条例の一部を改正することとしております。当局側の条例の説明は以上となります。今度は、続いて議会の方の資料のご説明をさせていただきたいと思います。議会の方の担当者が説明いたします。

○（事務局）改めまして、議会事務局の瀬尻と申します。よろしく願いいたします。前回の審査会にて簡単に概要の方を説明させていただきましたけれども、繰り返しになる

部分があるかと思えますけれども、ご了承いただきたいと思えます。前回の審査会で説明しましたとおり個人情報保護法の改正によりまして、議会の法改正の適用対象外となりますことから、法改正後の基準に議会における個人情報保護制度の適正運用を図るために、議会独自の個人情報保護に関する条例の制定を進めているところでございます。前回、条例案を提出させていただきましたけれども、その後さらに執行側と施行条例のすり合わせや検討調整等行いまして、内容修正したものを今回提出させていただいております。条例の制定にあたっての基本的な考え方が三点ございます。まず一つ目が改正後の個人情報保護法との整合性を勘案しまして個人情報の取扱いに関しまして執行機関側と差異が生じることがないように、全国市議会議長会が作成しました条例（例）と現行の米子市個人情報保護条例の規定を基に作成しております。二点目といたしましては、本条例における議会の個人情報の対象は、議会事務局の職員が保有する個人情報としておりまして、議員が取得した個人情報は対象とはしておりません。これは、議員の職務の範囲が広汎で法令上明確ではないことから、議員が取得した個人情報を条例の規制対象とすると、議員活動に対する過度な規制となる恐れがあるなどの理由により、対象外としております。三点目で、個人情報保護法上では、行政機関の長等とまたは、行政機関とを使い分けられている条文につきましては、概要の記載のとおりなんですけれども、機関として負うべき義務を課す場合は議会、個人情報保護に関する手続きや処分等を行う場合は議長と定めております。条例の概要なんですけれども、お手元の一つめくった2枚目のほうで2ページ目に記載しております。記載のとおり第1章から第6章により構成しておりまして、こちら改正個人情報保護法の各規程に対応したものでございます。執行部側の条例とほぼ同様の運用となっております。今後の予定でございますけれども、一応議会の方もパブリックコメントを予定しておりまして、一応来週の12月12日（月）から一か月間の予定としております。結果につきましては、後日市議会ホームページで公表する予定しております。条例の方で罰則規定を設ける場合は、検察庁との協議が必要ということで、現在、鳥取地方検察庁と協議を進めているところでございます。また、執行部側と同様に来年の3月の定例会で上程して、4月1日施行予定としております。説明は以上です。

○（事務局）そういたしますと、今日ご提示しております資料の説明は以上となります。本日いただきますご意見を参考にさせていただきますまして、条例の方の更なる見直しを行いまして議会の方へお諮りいたしまして条例の方決めていきたいと思えますので、どうぞご審議よろしくお願いたします。

○（佐藤会長）ということで、いま説明をいただいたとおりなんですけれども、ご覧いただいでですね何か質問等またご意見ありましたらお願いたします。

○（鈴谷委員）まず、米子市死者に関する情報の取扱いに関する要領（案）について、ちょっと伺いたいことが何点かございまして、案の中の第4条3項になるんですけれども、未成年者又は成年被後見人である開示請求対象者の法定代理人ということをお書き

いただいてまして、米子市個人情報保護条例の関係からこのような形で引っ張ってこられたということかと思うんですけども、実際に例えば被保佐人被補助人という形で成年後見だけではなく保佐・補助という形で権限を持っておられる法定代理人の方が開示請求をされた場合、その場合どのように対応されるお考えなのかなというのを伺いたいというのが一点、二点目なんですけれども、同じく米子市死者に関する情報の取扱いに関する要領（案）ということの、第6条第2項になるんですけども第1項で代理人が開示請求をした場合ということが規定されておまして、第2項で前項の規定による届出があったときということになっておまして、第2項に関しては結局代理人が資格を喪失したという届出があったときには、当該代理人がした開示請求は取り下げられたものとみなすという規定となっているかと思えます。この点について伺っておかなければならないんですけども、資格喪失この書き方だと開示請求されたときには権限があるけれども、後に事後に資格が失われたというようなニュアンスかなというふうに理解したんですけども、仮にその場合に6条第2項で資格喪失届出があったときに代理人が開示請求が取り下げということになると、さてどうかなという気かしておまして、つまり開示まああまりそのようなケースは実際のところないだろうとは思っておりますが、そもそも代理権の権限自体が無いんだと、遡って無いんだということであれば開示請求は取り下げということでそれは構わないと思うんですけども、遡らないような書き方になっているかと思ったので、そうだとすると第2項でこれで取り下げているのか、開示請求自体は権限があった当初はあった、しかしその後に資格を喪失したと開示手続き処理中にですね、だとすると本人さんとしては開示請求の意思があるというふうに判断してよいかと思うので、取り下げにするというのはちょっといかがなものかなと思ったところが二点目でございます。あと、三点目ですけども、同じく米子市死者に関する情報の取扱いに関する要領（案）の別表になるんですけども、別表1ということで記載をいただいているんですけども、相続、1開示請求対象者の区分ということで、死者から相続、失礼しました、死者から財産を相続した相続人ということで、その右側に3と、3の（2）というところで不動産の登記事項証明書云々と記載してあるなかで、遺言書という言葉が出てくるんですけども括弧書きで公正証書によるもの又は裁判所の検認を受けたものに限るということになっているかと思えますけれども、その二つに限るではたして良いのかと、すなわち法務局での自筆証書の保管制度が創設施行されたという令和2年7月10日で施行されておまして、家庭裁判所の検認を受ける必要がなくなっていると、それを除外してはたして良いのかというところが一つあるかなと思っております。あと、続いてもう一点は、これは誤記単なる誤記だろうと思っておりますけれども、1開示請求対象者の区分のところの死者から不法行為による損害賠償請求権等を相続した相続人という欄があるかと思えますけれども、その右手3の（2）のところ、示談書、和解書、裁判所の確定判決書その他の死者が損害賠償請求、検討ですね、そこが何ヶ所か同じような誤記がございました。あと、別表

1の1開示請求対象者の区分というところで特定の個人の死亡に起因して相続以外の原因により権利義務を取得した者というところですけれども、相続以外の原因により権利義務を取得した者という中に、例えば、たぶん想定はしておられないんだと思うんですけれども、相続人の債権者が入るかどうかが、恐らくそういうことは考えておられないと思うんですけれども、この書き方からするとあり得ると、別表1の4確認事項のところでは先ほどの特定の個人の死亡に起因して相続以外の原因により権利義務を取得した者の欄については、確認事項、4の確認事項はなしと記載してあって、相続人他、相続人であるということを確認したりしないといけないという特に限定はない、そこからするとそのあたりが仮に相続人の債権者、例えば債権者代理で被相続人から相続人が承継した権利を代行するというケースもあるかと思しますので、特定の個人の死亡に起因して相続以外の原因で権利を取得したんだということにもなりかねないかと思しますので、仮にそういったところはたぶん想定しておられないんだと理解しているので、そうだとするとそのところは何か手当てしておかないといけないものではないかというふうに思ったりしております。あとはまあそうですね、その段の3開示請求に当たり提示し、又は提出すべき書類のところの(2)のところにもありますけれども、確定判決書、まあ、確定判決書という言い方をするのが、すみません、ちょっとそのあたりが私はちょっとしっくりこなかったのが正直なところで、確定判決書という言い方をするかなという、判決書で確定したものだということだったらまあ分かるんですけれども、そのあたりが用語としてどうかな思っているところです。そうですね、あと議事しておきたいところは、今お伝えしたところの1開示請求対象者の区分の先ほどと同じように特定の個人の死亡に起因して相続以外の原因により権利義務を取得した者というところの欄の右手にある3(2)というところで示談書、和解書、裁判所の確定判決書その他の開示請求対象者が当該権利義務を取得したことを証明する書類ということが記載されていますけれども、その他の開示請求対象者が当該権利義務を取得したことを証明する書類というのは、例えば、民事執行法22条に定める債務名義、調定調書とかですね、裁判所の和解に関する調書、そういったあるいは執行証書などそういったものを想定しておられるという理解でまあいいと、でまた、先ほどの確定判決書と書かれたのは、仮執行宣言付判決がその他というところに入って来るということだからそういう形であえて書かれたということですね。ということで、判決が確定してなくても仮執行宣言の状態でも開示するということがいいのかどうかですね。そういったところが、問題になるのではなかろうかというふうに考えております。あと、3(2)の最後、遺贈により開示請求対象者が取得した権利義務であることを証明する遺言書ということが書いてありますけれども、遺言書これだけに限ってしまうと例えば死因贈与の場合どうなるのか、あまりないかもしれないですけれども、そういったものも一応は考えられるんじゃないかなというふうには思っております、遺言書等とかケアしておかなくていいのかどうかというところが気になったというところです。私は以上です。

○（佐藤会長）はい、ありがとうございます。いま数点指摘していただいたんですけど、四点目のですね、検討は誤植だと思うので直していただくということで、まず一点目からお聞きしていきたいと思いますが、一点目は4条の3項ですね、未成年者と成年被後見人に限られていますけれども保佐人補助人という他のものは想定しなくていいのかということですが、こちらについてご回答をお願いします。

○（事務局）私ども、想定を実はしておりませんでした。もうちょっと中の方でもう一度見直しをさせていただきたいと思います。

○（佐藤会長）お願いします。つぎ二点目ですかね、第6条の第1項と第2項の関係で、代理人の資格喪失が遡及するのかなのかという話で、遡及してるようになってるということでしたかね。

○（鈴谷委員）そうですね。

○（佐藤会長）資格が有効であったときに開示請求したのに、これが遡及して取り下げられたものとみなすはどうかということかと思いますが、こちらについては、どのようにお考えになられていますでしょうか。

○（事務局）正直申しまして、今委員さんからご指摘いただいたことに関しましては私共ちょっと想定外のことをございまして、ご指摘いただいた件についてもう一度検討してまいりたいと思っております。

○（佐藤会長）ご検討よろしくをお願いします。つぎ三点目ですが、三点目は別表の1の一番最初の方ですね、死者から財産を相続した相続人の三番目の（2）番ですね、遺言書の括弧の中ですね、公正証書によるもの又は裁判所の検認を受けたものに限るところが限定しすぎなのではないかということですね。こちらについても想定外と。

○（事務局）そうですね。申し訳ありません。答えになっておりませんが、今ご指摘いただいた内容についてもう一度検討してまいりたいと。

○（佐藤会長）誤植のところは直していただくとして、五点目ですね、次のページの特定の個人の死亡に起因して相続以外の原因により権利義務を取得した者のところが、たくさん指摘をいただいているところですが、想定している人に相続人の債権者とか含まれるのは、どうするのか。あと確定判決書っていう、私もこの表現あんまりなじみのないということなので、何か行政文書とか何かから引っ張ってきてて通常使われている用語とかであるならばいいんですが、なんとなく確定判決の書面みたいな感じで使われているとちょっと違和感があるかなと感じましたね。

○（事務局）申し訳ありません。ここもちょっともう一度考えさせていただきたいと思っております。

○（佐藤会長）書がつくのはあんま見ないですよ。

○（鈴谷委員）そうですね。判決書なら分かるんですけども。

○（佐藤会長）確定判決か判決書かどっちかなら分かるんですけど、この五文字のものは中々見たことがないですね。あと、遺贈じゃなくて死因贈与も想定できるんじゃない

いかという点も指摘していただきましたし、ここの欄は全体的に見直していただけたほうが良いのかなという。

○（事務局）分かりました。もう一度見直したいと思います。

○（佐藤会長）鈴谷先生からのご指摘は以上ですね。死者情報は改正法では個人情報ではないということになっていて県の方もかなり苦労してるようでしたけれども、除外しているものをあえて扱うということになりますので、やはり丁寧な条文を作って整備されたほうがよろしいかと思います。その他ありますでしょうか。

○（鈴谷委員）すみません、米子市個人情報の保護に関する法律施行条例の（案）についてなんですけれども、たぶん誤記じゃないかなと思われるところがありましたので伺いたいんですけれども、第5条第2項になるかなと思ってるんですけれども、法第89条第2項の規定により開示請求をするものということなので括弧書きがあるんですけれども、括弧書きの中見ると次項及び第3項において「開示請求者」というと書いてありまして、次項が第3項のことを示しているの、恐らく次項及び第4項になるのではないかなと。開示請求者という文字が第4項にも出ておりますので、誤記ではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○（佐藤会長）いかがでしょうか。

○（事務局）誤記です。

○（佐藤会長）そうですか。訂正をお願いします。

○（事務局）申し訳ありません。

○（鈴谷委員）すみません、じゃあ米子市議会の個人情報の保護に関する条例（案）について、伺いたいことがあったので、第17条の関係で個人情報ファイル簿の作成及び公表という関係の第17条1項7号ですけれども、記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先とお書きいただいているんですけれども実際に想定されているところはどこになるのでしょうか。

○（事務局）ありません。

○（事務局）今のところは、想定されていないのが正直なところですけど、ただ法律等にもこうなりましたし、議長会側が提示していただいたひな形にも記述がありましたので、積極的に落とす理由も見当たりませんでしたので念のためということで合わせるようなかたちで規定だけはとりあえずさせていただきました。現実どうかと言われるところは実際は想定はしておりません。現実にはありません。以上です。

○（鈴谷委員）あと、17条第2項で前項の規定は次に掲げる個人情報ファイルについては適用しないと、ファイル簿の作成公表義務がないんだということだからかなり広範なかたちで書いてあるのかなと思っているんですけれども。

○（佐藤会長）この中の（1）、1号ですね。

○（鈴谷委員）オのところで、職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のため

めに利用するものということなんですけれども、学術研究、いまいちすみません、この条文がピンとこなくてどういったものを想定して規定されたのかなというのが、どういところを念頭に置いてというそれがちょっと分からなくて、この規定を先ほどと同じように他で規定があるから使用しましたと言われるとそうかもしれないんですけれども、何か想定しておられるところがあつたら教えていただきたいなという。

○（事務局）正直なところ、想定はしておりません。これは全国市議会議長会が作成しました条例（例）に基づきまして、これをそのまま採用しているところでございまして、今後ちょっとどういったものが想定されるかというのは検討してまいりたいと思いません。以上です。

○（鈴谷委員）後、まあ、オの一個上のエなんですけれども、資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイル、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するものということで、まあ、そうですね、これは個人情報ファイル、事務局レベルで取り扱うというかその議員さん個人のいうかたちじゃないということだったと思うので、先ほどの説明からすると、これはある程度内部的な事情だから出しませんということなんですか。あと、ファイル簿を作らない、そのあたりが、そういうことなんですけど、通常であるならまあそうですかとしか言いようがないんですけれども。

○（事務局）例えばどこかに送付する資料とかを、市、他市は行政などで対応が変わるかもしれませんが、こういう資料作ったから個々に一斉に機械的に配布するよというリストでもあれば、それは個人情報ファイルになるかもしれませんが、議会の方がなかなか個人、ほんとの個人さんに対してそういうことはあんまりないとは思いますが、あるとしても機関が対象になるケースがほとんどだと思います。機関誌作ったのを送ってくれとか。それがあえて該当するのかもしれませんが、ただ純粹に個人さんを対象とした個人情報ファイルです。このケースは。あるかどうかは、ちょっと今のところ定かではありません。実際に市議会の方が持っている個人情報をきちんと整理してみた結果、これに該当するようであればもちろん、該当したとしても適用しないというものありますけれども、今後、市は議員じゃなしに、議会事務局が持っている個人情報については精査しましてどういった個人情報ファイルとして整理できるのか、で、それは公表すべきなのかあるいはこの2項該当で作っても適用なしで公表しないのか何らかの精査して整理していきたいと思っております。以上です。

○（佐藤会長）よろしいですか。

○（鈴谷委員）ええ。はい。市民の皆さんがお考えになられるのかなという体だったので、お聞きしといた方がいいのではというところで。

○（事務局）なかなか、いまいち、その、違った情報ファイルの形態となるかもしれませんが、ちょっと抽象的な話ですすみません。法律、議長会側が提示したものを参考にして作らざるを得ない状況がありましたので、大変お恥ずかしい話ですが、なかなか精

査できておりませんので、今後はもちろん四月一日までにはきちんと精査して対応できるようにしたいと考えております。

○（佐藤会長）私の方からちょっと質問なんですけど、この議会の方ですけど全国市議会議長会が作成した市議会個人情報保護条例（例）を参考に作られたということなんですけど、そもそもこの例には逐条解説みたいなものがあるのか無いのか。で、無いのであると条文だけ例を示されて各自治体に任されると解釈運用のところで結局全国的に齟齬が生じてしまうのではないかというふうに思っています、その点はどうか。

○（事務局）全国市議会議長会が対照表というのを出してまして市議会議長会が作成する条例案と対応する改正後の個人情報保護法との対照表がありまして、その中でも解説という感じで、そちらを参考にしている。

○（佐藤会長）先ほど鈴谷先生からもご指摘のあった17条の2項の（1）、第1号のオですかね、やっぱり職員が学術研究というのがまさに想定ができない。最悪、この職員がこの三文字が抜けていればまだ何とかわかるんですけど、職員がと付いているので益々訳が分からなくてというんですけど、むしろこの点については解説があるのであれば知りたいというふうに思ったんですが。

○（事務局）それについては解説はございません。

○（佐藤会長）なかったという。

○（事務局）当局というか、そもそもの法律にある規定ですので、色々識者の方が法律の方の逐条解説とか解説本をいろいろ出していらっしゃいます。宇賀克也先生とか、そういった本を参考にしながらそれをどう議会に当てはめていくのかということも踏まえて、必要があれば逐条解説という立派なものかはどうかは別にして、一応解説本なりあるいは議長会側からも Q&A がきております、こういったものについてはどうか、それを参考にしながら運用方針みたいなかたち逐条解説になるかもしれませんが何か提示できるものがあるか検討していきたいと考えています。

○（佐藤会長）おそらく一般行政に当てはまるけど議会に当てはまらないものって絶対あると思うので、それは落としていかないと逆に変な条文が載ってるっていうことになってしまうのでその精査をお願いしたいと思います。他に何かありますでしょうか。

○（鈴谷委員）先ほどと同じなんですけど、市議会の関係で18条のところですね。あの、議長のところ先ほどちょっとお話したところなんで成年被後見人ということで被保佐人、被補助人そのあたりをどうされるのかというのは検討しておかれないと、権限がある方が開示請求してきたけど、じゃあ条項に当てはまらないから駄目ですってなると、権利をもっておられる人が行使できないんで、ちょっとご検討いただければなというふうに思います。以上です。

○（佐藤会長）おそらく、保佐人補助人は代理権がオプションだから外しちゃってるのかと思うんですけども、実際に起こり得ることなのでやっぱり想定しておいたほうが

いいと思います。

○（鈴谷委員）もう一点だけすみません。市議会の関係ですけれども、米子市議会の個人情報保護に関する条例で先ほど指摘いただいた17条のところですが、市民の皆様がお知りになっているのではないかと思いますので事前に、3項ですね、3項が一番ある意味で運用によっては広範な取扱いになってしまいかねないところかなと思っております。個人情報ファイル簿の作成公表を第一項で定めて、適用除外を第2項で定め第3項で議長の権限で作成しないというものができるという事があるので、これ所定を引っ張ってこられたものだと思いますけれども、ここが議長にかなり広範な裁量がありまして、この条例案をみるとかなり議長が定める議長が定めると、これはかなり多いんですね。ですから相当議長に権限が偏ってます、正直なところ。それでいいかという問題が正直あるんだろうと思っております。適切な運用でないとする、かなり危うい条例案だなというふうにみています。議長が定めるという文字が予想以上にあるというのが正直なところで、ですので、そのあたり何ら縛りなくやっていいのかというところが、ちょっと気になるなと思っておりますので、それとの兼ね合いで17条3項というのは運用によってはそうですね、作成しないといけないファイルが作成しなくていいんだということになってしまいかねないものがあると思っておりますので、その点についてここはご検討いただいたほうがいいのではないかとこのように思っているところです。

○（事務局）この議長が定めるというところは、国の法律でいうと政令で定めるというふうになっているところをうちの方は議長が定めるというふうにしておりますので、もちろん政令との整合はとっていくつもりでありますし、それに囚われずに極端になって制限がかかることがないように国の法律と当局の運用と見極めながら適正な議長が定める方法を考えていきたいと思っております。

○（佐藤会長）ちょっと質問があります。先ほど鈴谷先生のご意見に関することですが、やっぱり議長の権限非常に大きいのかなと思うんですけど、議長の責務とかそういったものについての規定ってものがこの中に入ってないんですね。

○（事務局）そうですね。議長の責務というのは。

○（佐藤会長）議会は入ってますけど、議長は入ってなくて、広範な権限だけあると思うんですけど議長に対する縛りっていうのが効いてないような印象は確かに受けるんですよ。なので、そこらへんどのように考えてるのかなというのが気になって質問させていただきました。先ほど政令を議長に置き換えたっていう話なんですけれど、法令を個人に置き換えちゃってるので、そうすると政令が何かするっていうのと個人が何かするのって扱い変えとかなくちゃいけないので、個人がやるのであればその個人に対する縛りってある程度かけとかなないと恣意的な運用とかもできてしまうんじゃないかなというふうな懸念があるんですが、その点はお考えでしょうか。

○（事務局）そうですね。責務規定を設けることはよくあるんですが、市の責務、事業者の責務、市民の責務、ということと、一般的な条例制定で設けることはございます。

で、それと同じような形で組織体、という恰好での議会の責務を設けて特に議長の責務は設けておりませんでした。じゃあ、当局が市長の責務っていうのを定めたのかというところとちょっと今記憶が定かではないので、あの、あったかどうかと自信がないんですけど、市という組織体として行政主体としての責務はあったんですが、それを定めたかぎりでしたし実際ひな形にもなかったもので、いわゆるなかったと思っておりませんでした。確かに政令で定めるところを条文上は議長に置き換えたということですが、おっしゃるとおり政令で定めるといふのと自然人が定めたといふのは意味合いが違ってくると思います。じゃあやっぱりそれに対して議長にそれなりの責務、縛りをかけてといふご意見はもつともだと思えますが、今ここでじゃあ議長の責務を設けますといふのをお答えをしかねますので、ちょっとお返事の方は控えさせていただきたいと思えます。おっしゃる通りいただきましたご意見は持ち帰りまして、また議会事務局の中でも協議したいと思えます。ありがとうございました。

○（佐藤会長）お願いします。

○（事務局）補足説明なんですけれども、議長とした理由の中にですね、手続き処分等を行うにあたりまして議会といたしまして議決が必要になっています。議決が必要となりますと、過大な手続きと時間を要しましてかえって執務に影響がでることがございますのでこうなっているところがございます。

○（佐藤会長）ありがとうございます。市と市議会は勝手に違いますからね、難しいところではあるかと思えますが、他にありますでしょうか。

○（鈴谷委員）すみません。パブリックコメントの結果を見させていただいたんですけども、番号1のご意見についてなんですけれども、ご意見としてはまあ確かにそうだなというふうにありながらみていたんですけども、市の考え方としては、改正個人情報保護法第78条第2項に基づく条例の規定を設けないということで、最終的には米子市情報公開条例での手当てがされるので、それでいいでしょうということだと思えますけれども仮に米子市個人情報の保護に関する法律施行条例の方で公務員の氏名についての開示請求があった場合には、例えば窓口の方で、いやいやこれは公開条例のほうに該当して開示する対象となってるから、そっちの方で手続きしてくださいね、というふうに案内すると、そういう理解でよろしいでしょうか。公務員の個人の。

○（事務局）そうではなくて、事務対応ガイドのほうに載っているんですけども、個人情報保護委員会のほうにも問い合わせをして回答をいただいているんですけども、情報公開条例によってですね公務員の氏名について何人に対しても等しく公開情報を開示すること又は公にすることと定めている場合は法の第78条第1項第2号イに該当するものとして不開示情報から除外されると考えられますというふうになっていて、情報公開条例のほうで公開するよと定められているので個人情報の保護法のほうでもそれは個人情報の例外規定の公開する情報になりますよというふうに解釈ができるので、こちらではわざわざ定めておりませんという話です。

- （鈴木委員）個人情報の保護に関する法律施行条例に基づいて開示請求されれば、それに対して公務員の氏名等が分かる。
- （事務局）個人情報の開示請求については、自分の個人情報を開示請求されるので、そのご本人さんの個人情報の中に公務員の氏名が入っていた場合は開示されるということになります。ただ、職務に関する部分になりますけれども。
- （佐藤会長）審査会条例は条文の引用のところが変わっただけで内容等は変更は特にはないですか。
- （事務局）大きな変更等はございません。
- （佐藤会長）意見募集の2番目については、見直しを考えたいと思いますという風に書いてあるんですが、それはもう見直したんですか。見直しが決定ということですか。
- （事務局）これから見直すんですけれども。
- （事務局）具体的に言いますと、条例の附則の一番最後第4条なんですけれども、附則第2条の規定の施行前にした行為となっているところを、違反行為と改める予定です。
- （佐藤会長）違反が入る。
- （事務局）違反が入る予定です。
- （佐藤会長）ありがとうございます。ご指摘のとおり直すかどうかと思ったので、違反だけでよかったと思います。他にありますか。結構たくさん出たかと思うんですが。無いようでしたら、とりあえずここで一旦閉めて事務局の方をお願いしたいと思うんですけど、よろしいですか。では、一応審議の方は以上となりますので、事務局から連絡をお願いします。
- （事務局）特に事務局からは連絡ありません。
- （佐藤会長）では、本日の議事これで終了となりますが、何か言い足りなかったところとかありましたら、よろしいですか。では、事務局の方で今日出ました意見の方また修正等にお役立ていただければと思います。では閉会をしたいと思います。皆さま今日はありがとうございました。